

令和元年度第 7 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和元年 7 月 2 日

担当部・課：福祉部子育て支援課〔内線 2 5 5 1〕

<b>① 件 名</b>	
ひとり親家庭等自立支援給付金の拡充について	
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p><b>【背景】</b> 母子家庭又は父子家庭の親(以下「ひとり親家庭の親」という。)においては、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれている場合が多いことから、本市においても、平成 22 年度より、「自立支援教育訓練給付金」及び「高等技能訓練促進費等」の交付事業を開始し、ひとり親家庭の親の就労支援による自立の促進を図ってきた。</p> <p>国においては、平成 31 年度から、ひとり親家庭の親がより収入が高く安定している正規雇用として就業を可能とするため、就業に有利な資格の取得支援を拡充することとなった。</p> <p><b>【目的】</b> ひとり親家庭の親の資格の取得支援策を拡充することにより、より収入が高く、生活が安定する正規雇用として就業することを可能とすることでさらなる自立の支援を図るもの。</p>	
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p><b>【根拠法令】</b> 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号） (国)自立支援教育訓練給付金助成事業実施要綱及び高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（子発 0517 第 2 号令和元年 5 月 17 日改正）</p> <p><b>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</b> 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 3 節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する</p>	
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
平成 15 年度	国による自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び高等技能訓練促進費等事業実施要綱制定
平成 17 年度～	宮城県 上記事業開始
平成 22 年度～	県より石巻市へ上記事業権限委譲
令和元年 5 月 17 日	国による自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正
<b>⑤ 主な内容</b>	
<p>1. 自立支援教育訓練給付金の主な改正内容 看護師等の専門資格の取得を目指す養成課程（雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象となる講座のうち、業務独占、名称独占の資格の取得を目指すものに限る。）を対象に追加し、同受講者に対する支給上限額を引き上げるもの。 対象講座、支給額等については別添参考資料のとおり。</p> <p>2. 高等職業訓練促進給付金の主な改正内容 資格取得のために 4 年課程の養成機関での修業が必要となるものを対象に支給期間を 4 年に延長し、また、国家試験対策や実習に伴う就労収入の減を鑑み、修学期間の最後の 1 年間について支給額を増額するもの。なお、既に高等職業訓練促進給付金を受給しており、平成 31 年 4 月以降も修学している者について、受給の延長及び最終修業年限 12 月の加算の対象とする。 支給期間、支給月額等については別添参考資料のとおり。</p>	

<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>	
<b>【影響・効果】</b> ひとり親家庭における親の資格取得の支援を拡充することで、より就業等への可能性を広げ、もって経済的自立を図ることができる。	
<b>【市財政への負担】</b> （当初予算措置済）	
・ 自立支援教育訓練給付金	480千円
⇒ 本年度影響なし	
・ 高等職業訓練促進給付金等	10,772千円
⇒ 今回増予定額	1,200千円（現計予算で対応）
財源：国（母子家庭等自立支援給付金事業補助金）3／4、市1／4	
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>	
・ 自立支援教育訓練給付金	県内14市中12市、町村は県で実施しており、同様に拡充予定。
・ 高等職業訓練促進給付金等	県内全市、町村は県で実施しており、同様に拡充予定。
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>	
令和元年7月	石巻市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給要綱及び石巻市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部改正 （施行予定年月日：公布の日、平成31年4月1日遡及適用）
	※市ホームページにより周知するほか、8月の児童扶養手当現況届時にチラシ配布により周知。
<b>⑨ その他</b>	